慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	ミャンマーにおける刑事司法手続		
Sub Title	□The criminal justice system in Myanmar		
Author	U Tu Jar(Ota, Tatsuya) 太田, 達也		
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科		
Publication	2013		
year			
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.27 (2013. 10) ,p.47- 54		
JaLC DOI			
Abstract			
Notes	特集 : ミャンマーにおける法・司法制度改革の現状と展望		
Notes Genre	特集 : ミャンマーにおける法・司法制度改革の現状と展望 Departmental Bulletin Paper		

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

特集:ミャンマーにおける法・司法制度改革の現状と展望

ミャンマーにおける刑事司法手続

トゥー・ジャー* 太 田 達 也/訳

- 1. 刑事司法制度に適用される規範と基準
- 2. 根拠法
- 3. 刑事裁判所の各審級の構成
- 4. 刑事事件の管轄権
- 5. 刑事司法の構成と刑事手続の流れ
- 6. 裁判所の事件処理件数
- 7. 法改革および将来の展望

1. 刑事司法制度に適用される規範と基準

ミャンマーの司法機関は、国際機関が基本原則として構築した諸規範に従っています。ミャンマー連邦共和国憲法(The Constitution of the Republic of the Union of Myanmar)と連邦裁判所法(the Union Judiciary Law)は、刑事事件に対し訴追を提起する際の基本原則を定めています。憲法と連邦裁判所法に具体化されている規範は、以下のようなものです。

^{*} ミャンマー連邦カチン州高等裁判所長官(Chief Justice, High Court of Kachin State)。

- (a) 如何なる刑法も遡及的に適用されない。刑事被告人は、犯行当時適用の ある関係法規によってのみ有罪とされるものとする。刑事被告人は、当該 法規おいて適用可能なものより重い刑罰を科せられない。
- (b) 犯罪に対し管轄権のある裁判所によって有罪とされ、または無罪とされ た如何なる者も、重ねて裁判を受けることはない。但し、上級裁判所が判 決を破棄し、再審理を命ずる場合はこの限りでない。
- (c) 刑事被告人は、法に従い弁護を受ける権利を有する。
- (d) 何人も、権限を有するマジストレイトの勾留命令なしに24時間以上身柄 の拘束を受けることはない。
- (e) 刑罰は、犯罪者の道徳的性格を矯正することを目的とするものでなければならない。

2. 根拠法

刑事事件の手続を行うため、刑法典、刑事訴訟法典、証拠法および様々な特別法が制定されています。ミャンマーが大英帝国の植民地だった当時、インドからいくつかの法規がミャンマーにもたらされ、爾来、施行されてきています。これらの法規は、ビルマ法典(Burma Code)第1巻から第13巻までに法典化されています。これらのうち、214の法律が現在、刑事および民事事件の分野において適用されています。議会制時代(Parliament Period)に公布された法律は171あります。革命評議会(Revolutionary Council period)時代、社会主義体制時代(Socialist period)、国家法秩序回復評議会時代(State Law and Order Restoration Council period)、国家平和発展評議会時代(State Peace and Development Council period)、そして2011年までに、合計840の法律が制定されています。近年、連邦議会(the Pyidaungsu Hluttaw)は26の法律を制定したところです。ミャンマーが国際条約に加盟した際にも、それに併せて国内法の整備が行われています。

3. 刑事裁判所の各審級の構成

事件の審理を行うため、連邦共和国の裁判所は、憲法に則り、以下のような 構成となっています。

- · 連邦最高裁判所
- ・州・管区高等裁判所 (タイン・データー・ジー/ピーネー高等裁判所)
- · 自治区裁判所
- · 自治管区裁判所
- ・ 県裁判所 (カヤイン裁判所)
- ・郡裁判所 (ミョーネー裁判所)
- ・法に基づいて設置された他の裁判所

現在、連邦裁判所は、長官と6名の最高裁判事を合わせた7名の裁判官から成っています。州・管区高等裁判所は、2008年憲法と2010年連邦裁判所法の規定により各州および管区に設置されており、14の州・管区高等裁判所が置かれています。また、67の県裁判所、346の郡裁判所、さらに少年裁判所、都市裁判所および交通裁判所を含め他の法に基づいて設置されている裁判所があります。

4. 刑事事件の管轄権

連邦最高裁判所は、憲法裁判所(the Constitutional Tribunal)および軍法会議の権限を除き、ミャンマーにおける連邦共和国司法機関の最上級裁判所です。連邦最高裁判所は、ミャンマー裁判所制度の頂点であり、立法および行政機関と並ぶ、独立した国家機関です。

連邦最高裁判所は、終審裁判所であり、上訴および再審理に関する権限を行使します。また、連邦最高裁判所は、第1審裁判所として特定事件の審理を行うことができる専属管轄権を有します。さらに、死刑判決および死刑判決に対する上訴を最終的に確定させる管轄権を有します。また、自らの決定により移

送した事件および裁判所から他の裁判所に事件を移管するための権限を有します。

州・管区高等裁判所の長官と判事は、専属管轄権を有する裁判所として、すべての刑事事件と訴額または訴訟物の価額に制限のない民事事件の審理・裁判を行うことができます。州・管区高等裁判所は、自治区または自治管区裁判所、県裁判所、郡裁判所によってなされた判決、命令および決定に対する上訴事件および再審理事件の審理を行います。また、当該州または管区の中において裁判所から他の裁判所への事件審理の移管についての審理を行います。

県裁判所は、刑事訴訟法典により、刑事事件の第1審管轄権、刑事上訴管轄権および再審理管轄権を付与されています。刑事事件の第1審裁判所としては、死刑判決または無期刑を言い渡すことができる重大な刑事事件の審理・裁判を行います。

郡裁判所は、もっぱら第1審裁判所です。郡裁判所判事は、その地位により、7年以下の自由刑を言い渡すことができるマジストレイト〔治安判事〕としての権限を特別に付与されている一方、郡裁判所の補充裁判官(additional township judge)として特別にマジストレイトとしての権限を付与されている場合は、7年を超えない範囲で自由刑を科すことができます。郡裁判所判事は、少年事件を審理する権限も付与されています。その他の郡裁判所副判事(deputy township judge)は、マジストレイトの権限に従って判決を言い渡すことができます。例えば、第1級マジストレイトは2年以下の自由刑および1,000チャット以下の罰金を、第2級マジストレイトは6月以下の自由刑および200チャット以下の罰金を、第3級マジストレイトは、1月以下の自由刑および50チャット以下の罰金を科すことができます。

5. 刑事司法の構成と刑事手続の流れ

国の刑事法は、大きく2つの部分に分けることができます。1つは犯罪の予防、もう1つは犯罪者の処罰であります。犯罪予防と犯罪者の処罰に関する一

般法は、2つの主要な法律、刑法と刑事訴訟法に具体化されています。

犯罪の予防

犯罪者の裁判と並んで、マジストレイトにはもう1つの役割があります。それは、公共の安全と平穏のための後見人です。特定の地域では、往々にして、普段の品行や過去の行動から人々の安全を脅かす者たちがいます。法は、この種の者たちがその過ちと欠点を認識し、善行を保つように監督すべきことを規定しています。平和を維持し、善行を保つための安全確保に関する手続は、刑事訴訟法に定められています。

刑事事件の受理方法と裁判権

マジストレイトは、

- ・警察官によって作成された犯罪事実を記載した報告書に基づき、または
- ・犯罪が行われたという、警察官以外の者から受理した告訴・告発または自 身の認知若しくは疑いに基づき、

犯罪についての裁判権を有します。

犯罪は、通常、管轄内で行われた地域の裁判所において、取調べおよび裁判が行われます。しかしながら、ミャンマー連邦共和国市民が、連邦共和国の領域以外またはその外で犯罪を犯した場合、その犯罪については、その者が所在するミャンマー連邦共和国内の場所において行われたものとして、その者を扱うことができます。同様に、外国籍の市民または他国籍の者がミャンマー領域内で犯罪を犯した場合、それがその時点においてミャンマーで効力のある法によって可罰的である場合、刑法典第2条により刑事責任を問われるものとしています。

取調べおよび公判

刑事告訴がその事件について管轄権を有するマジストレイトになされた場合、告訴人を呼び出し、宣誓の上、取調べが行われます。マジストレイトは、

告訴人の供述を記録し、被告訴人に対し召喚状(process)の発付を命じます。 但し、告訴人の供述が真実でない、または固有不可能性(inherent improbability)が認められるとマジストレイトが思料する場合はこの限りではありません。マジストレイトが、召喚状の発付を拒否する場合、刑事訴訟法第203条により事件を却下するか、適当と考える場合、警察または他の者による捜査を命じます。捜査が命ぜられた事案において、マジストレイトは捜査報告書を待って、告訴を処理しなければなりません。

被告訴人の出頭

当事者の刑事告訴に基づきマジストレイトが召喚状を発すると、弁護士は、クライエントたる告訴人に対し、召喚費用や被告訴人の住所といった費用や必要事項を提出するよう要請することになります。被告訴人の住所の不注意な提出や所定の召喚状発付費用の支払の遅延は、告訴人にとって不必要な手続の遅延や失望、費用負担につながることを意味します。召喚状または令状を受け取った被告訴人は、通常、指定された日に裁判所に出頭することになります。

保釈

必要的保釈事件では、被告訴人が公判を開くことに同意を表明した場合、直 ちに裁判所は保釈を許し、第1回公判期日を定めます。被告訴人が刑事告訴さ れている犯罪が必要的保釈事件でない場合、保釈が認められるべき理由を明ら かにした請求が被告訴人によって提出されます。裁判所が、当該請求を考慮 し、被告訴人が公判中保釈に値すると思料する場合、供される保釈保証金の金 額および保証人の人数を定める内容の命令を出します。その場合、被告訴人 は、自分と共に保証証書を作成してくれる1人または複数人の保証人を確保す ることになります。この保証証書は、マジストレイトに提出されます。

必要的保釈以外の事件では、書面に記載した理由により、被告訴人を保釈することができますが、死刑または無期刑が法定された罪で有罪であると信ずるに足る相当な理由がある場合、保釈は行われません。16歳未満の者、女性また

は病弱者の場合は、如何なる場合でも保釈は可能です。

公判における証拠調べの開始

マジストレイトは、(a)召喚公判手続、(b)令状公判手続、(c)略式公判手続の何れかの方法で、法に従い、事件の審理を行います。

略式公判手続および召喚公判手続は、告訴人が、当該目的のため定められた 期日に証人と共に裁判所に出頭する必要があります。被告人も、また当該期日 に証人を連れてこなければなりませんが、当該期日の手続の性質や告訴人に よって取調べを行うよう求められている証人の数を考慮した裁判所によって証 人を同行させる必要がないとされた場合は、この限りではありません。

裁判所は、被告人に対し有罪か否かについて罪状認否を行うことから公判を 開始します。もし否認 (無罪) の答弁であれば、裁判所は、証人尋問のため証 人を証人席に立たせるよう告訴人に求めます。召喚公判手続はおよび略式公判 手続では、マジストレイトが詳細に証拠を記録する必要はなく、ただ重要且つ 顕著な点のメモをとる程度です。弁護人は、反対尋問の準備をしなければなら ず、告訴人の主尋問が終わると直ちに尋問を始めなければなりません。告訴人 が登録した証人のすべての尋問を終えると、弁護人は、希望する場合、証拠を 提出します。

召喚公判手続または略式公判手続では、マジストレイトは、刑事訴訟法第 342条により被告人を取り調べなければなりません。

令状公判手続では、検察官は、証人登録リストの最後まで、あるいは、被告人の有罪無罪の判断を基礎付けるだけの十分な証拠が提出されたとマジストレイトが判断するまで、証人の尋問を続けます。弁護人は、検察側の証人に対し反対尋問を2回行う権利を有します。1回は訴追の前、そしてもう1回はその後です。令状事件の場合、被告人は、有罪立証にかかる争点につき検察官によって尋問された証人の反対尋問を延期することができます。弁護人が、検察側証人の反対尋問から十分な情報が得られれば、弁護のための証拠を提示する必要はほとんどなく、望ましくもありません。

判決

判決は、被告人が出席し、または、被告人の公判への出席が免除され、かつ 被告人が無罪となるか、罰金だけの判決の場合、訴答作成弁護人が出席のう え、公開の法廷で宣告しなければなりません。

上訴および再審

上訴は、2010年連邦裁判所法および刑事訴訟法に従い、各上訴裁判所の権限 に属します。

再審理の権限を付与された上級裁判所は、事実認定または下級審によって言い渡された判決または命令の正確性および妥当性について判断を行うため、下級刑事裁判所での手続の記録を求め、取り調べることができます。

6. 裁判所の事件処理件数

2011年3月30日から2012年9月30日までの間に、各裁判所によって処理された事件の数は、下記の通りです。

		受理	既済	未済
1	連邦最高裁判所	1,487	1,153	334
2	州・管区高等裁判所	8,212	7,016	2,105
3	県裁判所	14,735	13,965	3,233
4	郡裁判所	418,577	410,139	25,816

7. 法改革および将来の展望

現在、連邦最高裁判所は、現在の状況に即した新たな法律を起草しています。連邦最高裁は、すでに連邦議会に6つの法律案を上程し、手続が進められています。これらの法律案は、刑法改正案、刑事訴訟法改正案、時効法改正案、民事訴訟法改正案、法廷侮辱に関する法律案および不動産譲渡法改正案です。